## 九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和4年1月17日)

				(ハームハーン拘載日:7和4年1月17月
開催日及び場所			<b></b>	令和3年12月15日(水曜日)
				熊本地方合同庁舎 A棟4階 九州農政局会議室4
委員				北里 敏明(弁護士) 谷本 たまみ(税理士) 田川 里美(ジャーナリスト)
審議対象期間				令和3年7月1日~令和3年9月30日
		-		
審議対象案件 抽出案件				138件 うち、1者応札案件14件
				契約の相手方が公益法人等の案件0件
				8件 うち、1者応札案件2件
				(抽出率 5.8%) (抽出率 14.3%)
				契約の相手方が公益法人等の案件0件
				(抽出率0%)
	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件
抽				契約の相手方が公益法人等の案件0件
出			公募型指名競争	O件
案		指		
件		名	工事希望型競争	0 件
内		競		
訳		争	その他の指名競争	O件
		17-	<u> </u>	0.11.
		随, 	意契約	2 件
	業務	  一般競争		1件 うち、1者応札案件0件
	) (C 1) 3	ĺ ′	<i>5</i> ( <i>n</i> ): 1	契約の相手方が公益法人等の案件0件
			公募型競争	0件
		指		
		名	簡易公募型競争	0 件
		競		
		争	その他の指名競争	0 件
		`		
			公募型プロポーザル	0件
		随		
		意	簡易公募型プロポーザル	1 件
		契		
		約	標準型プロポーザル	0 件
			その他の随意契約	O件
	役務等			1件 うち、1者応札案件0件
		100,700		契約の相手方が公益法人等の案件0件
		指名競争		0件
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
		随意契約(企画競争・公募)		1件
		防辛初め (スの畑)		0.44
		随意契約(その他)		0 件
	(特記	<u> </u> 車項	ĩ)	
	(九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	开步		

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 、それに対	1. 令和3年度第2・四半期入札方式別 発注状況について	四日刊
する回答等	意見・質問なし	
	<ul><li>2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について</li><li>(1)抽出工事</li><li>①令和2年度八代平野農業水利事業</li></ul>	
	南岸導水路改修工事	
	・入札辞退した業者は熊本県内の業者か。	・はい。
	・令和3年度第2・四半期入札方式別状況表の番号No.25(抽出案件)とNo.26、27は八代平野農業水利事業所の案件だが、開札日も同じか。	• No.25は9/1開札、その他は8/31開札 である。
	・熊本県内の工事は1者応札が多いが、何 か対応はできないのか。	・R2.7月災害の影響があり、発注方式の検討や、関係機関と協議を行っているがなかなか改善されない。災害復旧の対応には、2~3年はかかる見通しであるため、その期間の発注には影響が出ると思われる。
	・災害復旧工事を受注している業者が多い ため、参加業者が少ないということか。	・はい。
	・事業の進捗が遅れているのか。	・事業全体の進捗は遅れていないが、 工事について工期が延長になり、予 算が繰り越しとなることで遅れる場 合はある。
	・不調不落となった場合はどうするのか。	・他の工事への変更追加や随意契約などで対応することもある。
	②令和2年度防災情報ネットワーク事業 南九州地域国営造成施設管理設備他工事 (西諸地区)	
	・ダウンロードした業者は7者いたが、参加業者は1者だったということであるが、特殊な技術を要する工事内容だったのか。	・発注前に、今回の工事内容である電気通信の実績を持つ業者を、業者実績が登録されているシステムで検索したところ27者いたので、特殊なものではないと思われる。
	・受注業者は九州に支社があるのか。	・入札条件として九州管内に建設業法 に基づく本社(店)、支社(店)、

若しくは営業所を有する者であるこ ととしている。 ・27者についても九州に支社等があると ・九州管内で検索したものである。 いうことか。 ・全て同じ工事内容ではないため、得 ・同様の工事が他にもあり、そちらは2者 応札となっているが。 意・不得意や利益等各社の都合があ ると思われる。 ③令和2年度八代平野農業水利事業 文政幹線水路(1-2 工区)改修工事 ・選定順位表は何を基に作成するのか。 • 九州農政局建設工事等契約事務取扱 要領の指名基準に準じ、選定基準を 定めている。不調となった公告時に 資料をダウンロードした業者から本 工事を実施できる者を選定し、選定 基準に合わせて点数をつけ、選定順 位表を作成している。 ・選定順位表の業者に不調となった公告時 ・含まれていない。 の辞退業者も含まれているのか。 ・応札者がいた場合でも不調になることも ・応札したが低入札により辞退された あるのか。 場合や予定価格超過により、不調と なる ・不調随意契約で応じるところがあるので ・アンケートの実施や建設協会への聞 あれば再公告でも良かったのでは。 き取りを行い、再公告の可能性を検 討したが、一般競争での入札は難し いと判断した。 ・不調随意契約であれば、入札参加の ・不調随意契約ならば応じる理由はあるの か。 ための資料作成の手間を省くことが できる為、契約に応じる可能性が高 くなる。 ・随意契約の場合、予定金額を提示するの 提示しない。 か。 ④令和元年度八代平野農業水利事業 八代幹線水路(1-1工区)改修工事 (第5回変更) ・今回の工事変更はどちらから申し出たのか。 ・発注者より申し出た。 ・見積執行調書をみると、見積合わせは3回ま ・見積合わせの回数に基準はないが、 でできるということか。 第3回目を行うには、2回目の状況

で判断を行う。

- ・変更増額の内、コルゲートフリュームの価格 ・増額分の半分程度である。 は幾らぐらいになるのか。
- ・当初は経済性を重視した計画だったという ことか。
- ・このような安全面に配慮するための変更は一・変更自体はよくあるが、ここまで高 額な変更はあまりない。
  - ・当初は、経済性に優れた遮水シート を敷設し、仮廻し水路として利用す る計画であったが、地区内の他工区 で仮廻し水路からの溢水被害が発生 し、遮水シートの破損も確認された 。本工事周辺は民家等が隣接し、か つ、本水路が周辺よりも標高が高い ことから、安全性を最優先として、 コルゲートフリュームへ仮設計画を 変更し、変更契約を行った。
- ・コルゲートフリュームは再利用可能か。
- ・組立式なので再利用できることから 、次年度以降の工事に転用する計画 である。

## (2)抽出業務

よくあるのか。

- ①令和3年度国営造成水利施設ストック マネジメント推進事業 南薩地区施設機能診断調查業務
- ・技術提案書評価結果をみると、業務への取 組方針の点数が特定の決め手となっている が、他者の評価より高かった理由は。
- 細かい判断基準はあるのか。
- ・別件の類似案件で入札に参加できる者があ ったと思うが、実績のある者が有利になる のではないか。
- ・業務への取組方針に重点を置くのであれば 、もう少し基準を細かくした方がよいので はないか。
- ・評価者が特定の業者を有利にすることがで きるのではないか。
- ・外部の評価者もいるのか。
- ・発注担当課の者が評価作業を行うのか。

- ・提案内容が他者に比べて優れていた ため差がついている。
- ・技術提案書評価基準は、公告時に公 表している。
- ・経験評価の点数より技術提案評価の 点数が高い基準となっているので、 技術力・理解力のあるところが評価 は高くなる。
- ・現状で判断できると考えている。
- ・技術提案書の審査時における匿名管 理を徹底するため、評価者は、業者 名が判断できない状態で評価してお り、特定の者が有利になることはな 11
- 内部のみである。
- ・発注担当課(積算者)と技術提案書 の評価者の分離の徹底を行っている

	ため、別の課の者が評価を行う。
<ul><li>調達方式をどれで行うのか決まっているのか。</li></ul>	・業務内容によって標準は決まっている。
②令和3年度西国東海岸保全事業 第1工区排水樋門調查·実施設計業務	
・技術提案書評価結果の業者名がアルファ ベットになっているが、受注者以外の提案 業者はどこか。	・業者名提示。
<ul><li>特定テーマの点数が決め手となっているのか。</li></ul>	・はい。
・特定テーマは業務ごとに変わるのか。	・業務毎に具体的な取組の方法を求めるテーマを設定している。
・配点の基準も変わるのか。	・配点の基準は、変わらない。
・枚数を多く書けば点数が高いということか。	・枚数制限があり、特定テーマに沿っ た内容を的確に書く方が評価は高い 。
(3)抽出物品・役務等 ①令和3年度乗用車交換購入	
・14年経過ということだが、交換の目安はどれくらいか。	・12年、10万㎞が目安となっている。
・基準を超えているが、安全性に問題は無いのか。	・はい。
・長期の車両購入計画などは立てていないのか。	・はい。
・年間の車両購入予算はどれくらいか。	<ul><li>・科目が違うものもあるので合計はわからない。</li></ul>
・環境性能点はどのように算出する。	・燃費をベースに算定している。
・点数が高いほど良いということか。	・はい。
②令和3年度西国東海岸保全事業、玉名横島 海岸保全事業及び八代海岸保全事業 九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委 託事業	
・企画提案書の点数の合格ラインはあるのか。	<ul><li>・合格ラインはない。欠格要件がなければ、企画提案書は評価できる。</li></ul>

	・今回の内容は、業務では行え	ないのか。	・今回の業務内容は、専門的な学識経験者等の選出、委員会の開催を行う ものなので役務として発注している。
	<ul><li>他のコンサルタント等は手いのか。</li></ul>	を上げてこな	・以前の入札の際は2者の時もあったが、最近は1者である。
	3. 再度入札における一位不動料	犬況について	
	意見・質問なし。		
	4. 指名停止について		
	・同名の業者は別業者か。		・別業者である。
委員会による意見の具申又は勧告の内容		無し	
[これらに対し部局長が講じた措置]		無し	

## 事務局:九州農政局総務部総務課

- (注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。
- (注 2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。